昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成26年12月１日 No. 759

労働基準情報

岩手

December
12
2014

『吹雪のあと（滝沢市森林公園）』　写真：眞舘弘治

安全・安心・家族の笑顔
願いはひとつ
年末年始も無災害

（いわて年末年始無災害運動スローガン）

〔目次〕

いわて年末年始無災害運動 …… 2
改正パートタイム労働法のポイント …… 3
平成26年度の岩手県最低賃金が変わります。 …… 4
賃金引上げをしたい中小企業の事業主の皆さまへ　業務改善助成金 …… 5
休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう！ …… 7
クエスチョン …… 8
インフォメーション、死亡災害速報 …… 9
講習会のお知らせ …… 10・11

いわて年末年始無災害運動

安全・安心・家族の笑顔
願いはひとつ　　年末年始も無災害

実施期間：平成 26 年 12月1日～平成 27 年 1月31日

準備期間：平成 26 年 11月1日～平成 26 年 11月30日

寒さや雪による冬季特有災害を防止しよう！

1　積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

（1）　通路・作業箇所の積雪・凍結防止のための囲い・除雪・融雪措置の徹底。
（2）　工事現場の外部足場の雪の吹き込み防止のためのネットの設置。
（3）　滑り難い靴等の着用徹底。

2　車両等のスリップ事故の防止

（1）　速度控えめ、早めブレーキの徹底、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底。
（2）　橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。

3　雪降ろしの際の災害防止

（1）　作業開始前の腰痛予防体操の励行。
（2）　安全服装（滑り難い靴・安全帯・ヘルメット等）の徹底。
（3）　軒先の立入禁止の徹底、軒先のせり出し雪は地上から除去。

4　火災・火傷の防止

（1）　薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
（2）　ガソリン等の油脂類・可燃物の火気厳禁保管の徹底。
（3）　寄宿舎、事業場、工事現場、現場事務所における火気取締責任者の選任、油脂類・可燃物の適切な保管、留守の際の消火確認、作業終了時・就寝時の火気の点検の徹底。

5　一酸化炭素中毒の防止

（1）　屋内でストーブ、内燃機関等の使用の際の定期的な換気の徹底。屋内、密閉された場所では練炭の使用を避けること。
（2）　工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避けること。
　やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な知識を有する作業指揮者を定め、作業指揮、練炭養生場所の立入禁止表示、立入る場合の換気徹底と一酸化炭素濃度の測定確認を行うこと。

6　凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

（1）　凍結・融解の繰り返しによる地山の崩壊・転石の発生による災害防止対策のため、地山掘削作業の際の土止め支保工の設置、地肌露出箇所の点検・こそくの徹底、安全通路の設置の徹底。
（2）　融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の事前調査と調査結果に基づき、作業中止、雪・融水等の除去等、適切な措置の徹底。

7　作業時の保温・体操の実施

（1）　作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
（2）　作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8　その他の冬季特有災害の防止

（1）　積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
（2）　雪崩による危険防止。
（3）　吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。

冬季の転倒災害を防止しよう！

こんな場所等は滑りやすいので注意が必要！！

- ○　人や車の出入りの多い通路や出入口付近
- ○　雪道を歩いた後にタイル張りの事務所等に入る時
- ○　階段・段差や傾斜のある通路
- ○　除雪中や車の乗り降りの際

転倒災害にあわないために！

- ○　通路や作業箇所について、囲い・除雪・融雪に努めましょう。
- ○　工事現場の外部足場には、ネットやシートを設置し、足場の積雪・凍結を防止しましょう。
- ○　滑止材入り、ピン・金具付き・溝の深いもの等滑り難い履物を着用しましょう。
- ○　小さな歩幅で、靴の裏全体をつけ、時間に余裕を持って「急がず、ゆっくり」歩きを励行しましょう。
- ○　手袋の着用、両手をふさがない工夫・作業方法の選択をしましょう。

改正パートタイム労働法のポイント

～来年４月１日から施行されます～

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法が変わります。

主な、改正内容は次のとおりです。

※パートタイム労働者とは、「１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（正社員）の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

「短時間労働者の待遇の原則」が新設されます

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を違うものとする場合は、その待遇の違いは、「職務の内容」や「人材活用の仕組み（転勤や配置転換の有無等）」、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものとしてはならないことになります。改正後は、この考え方を念頭に、各事業所においてパートタイム労働者の雇用管理の改善が図られることが期待されます。

正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されます

期間の定めのある労働契約で雇用されているパートタイム労働者でも、「職務の内容」や「人材活用の仕組み（転勤や配置転換の有無等）」が正社員と同じであれば、正社員との待遇等全ての取扱いについて差別的取扱いが禁止されます。

職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保努力義務の対象となります

「通勤手当」の名称であっても、距離や実際にかかっている経費に関係なく一律の金額を支給している場合のような、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務内容などを勘案して決定するよう努める必要があります。

パートタイム労働者を雇い入れた時の事業主による説明義務が新設されます

パートタイム労働者を雇い入れた時は、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければなりません。パートタイム労働者から説明を求められた時の説明義務とあわせて、パートタイム労働者が理解できるような説明をしていく必要があります。

【雇い入れ時の説明内容の例】
- 賃金制度はどうなっているか
- どのような教育訓練や福利厚生施設の利用の機会があるか
- どのような正社員転換推進措置があるか

など

【説明を求められた時の説明内容の例】
- どの要素を勘案して賃金を決定したのか
- 正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考慮したか

など

パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備が新設されます

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために相談担当者を定め、雇い入れ時に周知しなければならないこととなります。

これにより、パートタイム労働者を雇い入れた時に、事業主が文書交付などにより明示しなければならない事項に「相談窓口」が追加されます。

改正パートタイム労働法＆改正次世代育成支援対策推進法説明会を開催します!!

盛岡会場／平成27年１月21日㈬
14時～16時
アイーナ　「804会議室」

釜石会場／平成27年１月27日㈫
13時30分～15時30分
釜石ベイシティホテル「さんがん島」

北上会場／平成27年２月６日㈮
13時30分～15時30分
さくらホール　「小ホール」

対　　象／事業主、人事担当者等

参 加 費／無料

問い合わせ先　岩手労働局　雇用均等室
電話　019－604－3010

平成26年度の岩手県最低賃金が変わります。
必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金件名	時間額（円）	適用対象	
岩手県最低賃金 （平成26年10月4日発効）	678	全産業の全労働者に適用されます。	下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の労働者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、 ① 手作業による包装又は袋詰めの業務に主として従事する労働者 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業 （平成26年12月18日発効）	755	・鉄鋼業（①高炉による製鉄業 ②銑鉄鋳物製造業 ③可鍛鋳鉄製造業 ④鉄鋼シャースリット業 ⑤鋳鉄管製造業 ⑥他に分類されない鉄鋼業を除く） ・金属線製品製造業（ねじ類を除く） ・その他の金属製品製造業 （注）	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （平成26年12月18日発効）	728	・電子部品・デバイス・電子回路製造業 ・電気機械器具製造業（①民生用電気機械器具製造業 ②電球・電気照明器具製造業 ③電池製造業 ④医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）⑤その他の電気機械器具製造業を除く） ・情報通信機械器具製造業 （注）	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 （平成26年12月18日発効）	743	・光学機械器具・レンズ製造業 ・時計・同部分品製造業 （注）	
各種商品小売業 （平成26年12月18日発効）	741	各種商品小売業（衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所） （注）	
自動車小売業 （平成26年12月18日発効）	765	自動車小売業のうち ・自動車（新車）小売業 ・中古自動車小売業 ・自動車部分品・附属品小売業 なお、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）については、岩手県最低賃金が適用されます。 （注）	

（注） これらの産業における、管理、補助的経済活動を行う事業所（本社等の事業所）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がこれらの産業に分類されるもの）は、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

- すべての事業主は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に、労働者の賃金を引き下げることは許されません。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等は算入しません。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額を支払わなければなりません。
- 岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、断続的労働に従事する方等に対し、個別に減額された最低賃金を適用することがあります。
- 事業主は、最低賃金の概要を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で、労働者に周知する措置をとらなければなりません。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合せください。

岩手労働局賃金室TEL：019－604－3008　岩手労働局ホームページ　http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/
各労働基準監督署TEL
盛岡：019－604－2530　宮古：0193－62－6455　釜石：0193－23－0651　花巻：0198－23－5231
一関：0191－23－4125　大船渡：0192－26－5231　二戸：0195－23－4131

賃金引上げをしたい
中小企業の事業主の皆さまへ

業務改善助成金

業務の効率改善（設備投資等）により、パート労働者などに支払う社内の最低賃金を時間額換算で40円以上引き上げれば、

100万円まで助成

・助成は、設備投資経費等の２分の１までです。
（労働者30人以下の中小企業の場合は3/4を助成！）
・助成金の上限100万円、下限５万円

例：営業・販売業務等の効率改善のため、営業車を増車する。
例：在庫管理業務等の効率改善のため、ＰＯＳレジシステムを導入する。

要件

1　社内で最も低い賃金の人の時間給又は時間換算額を年度内に40円以上に引き上げる計画をつくり、実施する。
2　労働者の意見を聞いた上、業務改善計画を立てる（労働能率の向上を図る改善計画をたてる）。
3　事業場内最低賃金規程を作成する。

※平成26年度に本制度を利用した事業場は、平成27年度以降の再交付を受けることはできません。

≪支給要件≫

次の二つの計画を岩手労働局に申請し、交付決定を受ける必要があります。

①賃金引上計画：事業場内で最も低い時間給又は時間換算額（対象は800円未満の労働者）を申請年度に40円以上引き上げる計画を作成していただく。

②業務改善計画：具体的な業務改善（設備・器具の導入等）についての計画を作成していただく。（労働能率の向上に資するもの）

岩手労働局から交付決定通知を受けた後に、二つの計画を実施（賃金を引き上げる・設備・器具を購入する等）してください。申請前や交付決定通知前に賃金引き上げや業務改善を実施した分は対象となりませんので、注意してください。

※他にも要件がありますので、詳しい支給要件は下記の問合せ先に相談願います。

≪支給対象となる事業主≫

次の業種に応じて「資本金の額または出資の総額」または「常時使用する企業全体の労働者数」のどちらかの要件を満たす事業主であること。

業　　種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	３億円以下の法人	300人以下
卸　売　業	１億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小　売　業	5,000万円以下の法人	50人以下

－ 業務改善助成金の申請、お問い合わせ、ご相談は －

◎　**岩手労働局労働基準部賃金室**　TEL 019－604－3008
〒020-8522　岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目９番15号　盛岡第２合同庁舎５階
ホームページ；http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/
「助成金・免許・資格」⇒「業務改善助成金」

※ 業務改善助成金のお問い合わせ、ご相談は、下記の場所でも実施しています。

◎　**岩手県最低賃金総合相談支援センター**　TEL 019－651－2373
〒020-0821　岩手県盛岡市山王町１－１　岩手県社会保険労務士会内

第三種郵便物承認平成26年12月１日発行労働基準情報岩手

年次有給休暇を計画的に取得して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ろう。

厚生労働省｜都道府県労働局｜労働基準監督署

厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp

休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう！

休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。具体的には、

1. 経営のトップによる社内への休暇取得推進の呼びかけ
2. 管理者が率先して休暇取得
3. 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ

等が考えられます。

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を活用しませんか？

年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数から5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.6ポイント（平成24年）高くなっています。※ この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。 ※就労条件総合調査

1）導入のメリット

事業主	労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
従業員	ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2）日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から５日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3）導入例　年末年始・ゴールデンウィークに導入すると？

2014年12月+2015年1月

日	月	火	水	木	金	土
21	22（年休候補日）	23（天皇誕生日）	24（年休候補日）	25（年休候補日）	26（年休）+	27
28	29（年末休暇）	30（年末休暇）	31（年末休暇）+	1（年始休暇 元日）	2（年始休暇）	3（年始休暇）
4 +	5（年休）	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17

2015年4月+5月

日	月	火	水	木	金	土
26	27（年休候補日）	28（年休候補日）	29（昭和の日）+	30（年休）+	1（年休）+	2
3（ゴールデンウィーク 憲法記念日）	4（ゴールデンウィーク みどりの日）	5（ゴールデンウィーク こどもの日）	6（ゴールデンウィーク 振替休日）	7（年休候補日）	8（年休候補日）	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23

計画的付与の年次有給休暇などと土日、年末年始やゴールデンウィークの所定休日や祝日などを組み合わせて連続休暇にすることができます。また、◯点線囲みのような年休候補日をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

4）活用方法

企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	従業員個人ごとに計画的に付与	従業員の個人的な記念日（例：誕生日や結婚記念日）を優先的に充てるなどして活用

第三種郵便物承認平成26年12月１日発行労働基準情報岩手

クエスチョン

休憩時間中の負傷に対する労災保険の適用は？

Q 昼の休憩時間中、食事をとるため会社から外出していた際にケガをした労働者がおりますが、この場合、労災保険から治療費の給付は受けられるでしょうか。

A 休憩時間中は、労働基準法第34条第３項により、労働者が自由に行動することが許されており、その間の個々の行為自体は労働者の私的行為であるといえます。したがって、休憩時間中の災害については、それが事業場の施設又はその管理状況の欠陥等に起因するものであれば労災保険の給付は受けられますが、食事をとるため会社から外出していた場合は、労災保険の給付を受けることはできません。

Q また、昼食をとった後、会社に戻ってから同僚らとバレーボールをしていたときにケガをしたような場合には、労災保険の適用はあるのでしょうか。

A 休憩時間中にバレーボールをしていた際のケガについては、バレーボールへの参加が労働者の自由な意思に委ねられている場合には、その行為は私的な行為ということになり、労災保険の給付は受けられないこととなります。

なお、バレーボールをしていた場所や施設に欠陥があり、それが原因となって受傷したような場合には、労災保険の適用が認められることもあります。

詳しくは、岩手労働局労災補償課（TEL019－604－3009）、
又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

10月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
盛　岡	㈲オオタ化工	盛岡市
釜　石	㈱リアス工房	大槌町
花　巻	㈱アオソニーフーズ岩手	花巻市

支部名	事　業　所　名	所在地
花　巻	㈲ＣＯＳ工業	花巻市
二　戸	㈱七星	久慈市

乾燥設備作業主任者技能講習について

標記講習を、平成27年２月５日㈭、６日㈮当協会研修センターにおいて開催いたします。

受講資格は、①乾燥設備の取扱いの作業経験５年以上　②大学の理系の学科を卒業した者で、乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験１年以上　③高校の理系の学科を卒業した者で、乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験２年以上　となっています。

受講料は、9,720円。その他テキスト代が1,512円となっています。

この講習は、年１回のみの開催となっています。

お問い合わせは、本部あてお願いいたします。

釜石労働基準監督署 庁舎移転のお知らせ

釜石労働基準監督署は下記の場所に移転し、
平成26年11月４日㈫から業務を開始しております。

移転先住所

〒026-0041 釜石市上中島町４丁目3-50
NTT東日本上中島ビル１階
電話 0193－23－0651
FAX 0193－23－0653
※電話番号・FAX番号に変更はありません。

死　亡　災　害　速　報　（10月）

■宮古署　運輸交通業（一般貨物自動車運送業）　10月９日　男㈷　はさまれ・巻き込まれ

ホーム前で３ｔトラックに荷を積むため後ろの扉を開けている時、トラックが動き出したため止めようと追いかけたところ、別のトラックとの間に挟まれた。

■釜石署　運輸交通業（一般貨物自動車運送業）　10月13日　男㈹　墜落、転落

10ｔダンプトラックで牛の堆肥を牧場から別の牧場へ運搬し、戻る途中、支障木を除去しようとして、10ｔダンプトラックの運転席屋根（高さ2.9m）に上がった際、アスファルトの路上に墜落した。

第三種郵便物承認平成26年12月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

27年２月迄のご案内

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習	H27.2/12(木)～13(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,944
	乾燥設備作業主任者技能講習	H27.2/5(木)～6(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,720	1,512
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	H27.2/17(火)～19(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	15,660	2,160
		H27.2/17(火)～18(水)・20(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
	玉掛け技能講習	H27.2/3(火)～5(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部	21,600 (一部免除者) 19,440	1,645
		H27.2/3(火)～5(木)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		H27.2/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H27.2/23(月)～24(火)・26(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	H27.1/13(火)～16(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	29,160	1,620
		H27.1/19(月)～22(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		H27.1/20(火)～23(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		H27.2/24(火)～27(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	H27.1/19(月)～21(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	28,080 (一部免除者) 25,920	1,645
		H27.1/19(月)～20(火)・22(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		H27.1/22(木)～23(金)・26(月)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
	ガス溶接技能講習	H27.1/8(木)～9(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部	9,720	864
		H27.1/28(水)～29(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	安全衛生推進者養成講習	H27.1/22(木)～23(金)	アイ・ドーム	60	一関支部	8,640	1,296
特別教育	クレーン運転業務特別教育	H27.2/16(月)～17(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640 *9,720*	1,645
	アーク溶接等の業務特別教育	12/24(水)～25(木)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部	8,640 *9,720*	1,080
		H27.1.8(木)～9(金)	久慈市民体育館他	30	二戸支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	H27.1/8(木)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	6,480 *7,560*	648
		H27.1/21(水)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	研削といしの取替え等の業務特別教育	H27.1/9(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,400 *6,480*	1,188
	粉じん作業特別教育	H27.1/23(金)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部	4,320 *5,400*	648
		H27.1/28(水)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	酸素欠乏危険作業特別教育	H27.1.30(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,400 *6,480*	1,296

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
その他	職長教育	H27.2/12(木)～13(金)	岩手労働基準協会花巻支部	48	花巻支部	11,880 *12,960*	864
		H27.2/19(木)～20(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者教育	H27.2/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 *12,960*	1,512
	安全管理者選任時研修	H27.1/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本　部	12,960 *15,120*	1,512
	安全衛生推進者(初任時) 能力向上教育	12/10(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,048 *7,128*	1,944
	フォークリフト運転従事者 安全衛生教育	H27.1/16(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,156 *7,236*	1,645
		H27.2/17(火)	アイ・ドーム	20	一関支部		
	危険予知普及講習会	12/11(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	5,616 *6,696*	648
		H27.2/6(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	労務担当者研修会	H27.2/2(月)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 *非会員*	無料 *1,000*

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段（*斜字*）＝会員以外です。
■ **受講料・テキスト代は消費税8%込みです。**　■ **定員になり次第、申し込みを締め切ります。**
■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

公益財団法人 岩手労働基準協会　年末年始休日のお知らせ

平成26年12月27日㈯～平成27年１月４日㈰まで
お休みとさせていただきます

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本　部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

第三種郵便物承認平成26年12月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

岩手県には全産業の全労働者に適用される「岩手県最低賃金」の他に、特定の産業に適用される「産業別最低賃金」があります。

平成26年12月18日から改正発効になるこの「産業別最低賃金」は岩手県には何業種あるでしょうか。

① 3
② 4
③ 5

ヒント　本誌４ページに関連記事

- 応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。
- 締め切り　平成26年12月24日（水）消印有効
- 宛先　〒020－0857　盛岡市北飯岡一丁目10－25
  （公財）岩手労働基準協会　クイズ係宛て
  FAX 019－681－1018
  ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 11月号の正解　②

北上市の鳥「キセキレイ」

（写真提供：北上市）

スズメ目科セキレイ科属キセキレイは、スズメ目セキレイ科に分類される鳥類の一種。主に渓流などの水辺に棲息する。

体長 20㎝ほどで、ハクセキレイと同じか若干細めである。頭から肩、背にかけてが灰色、上腹部が白色、下腹部が黄色で、他種と容易に見分けられる。

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

向上心失せたときから老いはじめ

何かに興味を持つこと、何かをしようとすること、常に上を目指すこと、それが無くなると途端に老いが始まります。サムエル・ウルマンの「青春」の詩を思い出します。

（川柳原生林９月号〈杜若〉中里陽子作品より）

岩手の死亡災害（10月末）

製造業	2	(1)
鉱業	0	(1)
建設業	8	(3)
運輸交通業	4	(0)
林業	0	(2)
商業	5	(2)
その他	4	(3)
累計	23	(12)

（　）内は前年同期

編集後記

寒冷いよいよ加わり、水煙の幻想的な初冬の風物詩に足を止める。岸辺のすすきや木々も今年の役目を終えたかのように、しずかに陽光をうけ、葉を落とした藪の中には野鳥の営巣あとがある。民家近くの見慣れた情景に新鮮さを感じるとともに、豊かな自然に誇りさえ覚える。

今年度も年末年始に向けた無災害運動がスタートした。今冬はどんな気象状況か予測は出来ないが、長く厳しい季節には変わりはないだろう。常に最悪の状況を考えた装備と行動を心がけ、労働災害防止と冬季特有の災害防止に努めてほしい。

交通事故防止には、通勤ルートや交通手段を変えるのも一つの方策ではないだろうか。

今年も余日少なくなり、いつものように慌しい時間が過ぎ去ろうとしている。苦い思い出をつくらず、やがて来るべき新しい年を明るく希望に満ちた年として迎えたいものだ。

発行　平成26年12月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）

発行所　公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10－25
〒020－0857／☎019－681－9911／FAX019－681－1018
編集・発行人　黒　沢　雄　幸